

も、お一人お一人に届く時期は異なります)

◆問い合わせ先

○ねんきん特別便専用ダイヤル

0570・058・555

月々金曜日：9時～20時

第2土曜日：9時～17時

(右記以外の受付日時については、社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>でご案内しています)

※IP電話・PHSからは  
03・6700・1144

※一般の年金相談は

ねんきんダイヤル

0570・05・1165

○米子社会保険事務所

☎0859・34・6111

※都道府県社会保険労務士会でも無料相談を行っています。

国民健康保険税の支払方法の変更に  
ついて

国民健康保険税について、本年4月から年金からお支払いいただいている方、または本年10月から年金からお支払いいた

く予定となっている方のうち、次の①および②のいずれの要件も満たす方は、事前に金融機関の窓口で口座振替の手続きをされた上、「本人控え」をお持ちいただき、税務課の窓口へ申し出されることにより、保険税を口座振替によってお支払いいただくことが可能となります。

①過去2年間の国保税を滞納することなく納めていただいている方。

②これからの国保税を、口座振替により納めていただける方。

※口座振替への変更となる時期は、申し出いただく時期により異なります。

◆問い合わせ先  
税務課  
☎0859・54・5208

旧大山町にお住まいの方と、旧名和町・旧大山町の事業所などの方にお知らせです。

下水道事業分担金について

旧大山町にお住まいの方と、旧名和町・旧大山町の事業所などの方にお知らせです。

下水道事業分担金の経過措置が平成20年度で終了します。

平成21年4月1日以降に、公共ますを設置済みで、新たに下水道を接続される方は、次の分担金が必要になります。(増築の場合は含まれません)

下水道の接続を検討されている方は20年度中の接続をお勧めいたします。

〔平成21年度以降の分担金〕

○旧大山町の一般家庭  
(公共ます設置済み)  
30万円が必要になります。

○旧名和町・旧大山町の事業所など  
(公共ます設置済み)  
35万円が必要になります。  
(流水人口5人以上は1人につき1万5千円加算)

◆問い合わせ先  
水道課 (名和分庁舎)  
☎0859・54・5204

農作業標準労働賃金協定額

大山町農業委員会から平成20年後期農作業標準労働賃金協定額をお知らせします。期間は、平成20年8月～平成21年3月末までです。

◆問い合わせ先

大山町農業委員会

☎0858・58・6115

平成20年後期 農作業標準労働賃金協定表 (消費税総額表示)

作業名		協定額 (税込み)	摘要
稲刈	バインダー (10a当り)	7,900円	すみ刈りは、委託者で行う
	コンバイン (10a当り)	15,800円	1. カッター使用の場合は600円加算 2. 結束機使用の場合は2,200円加算 3. すみ刈りは、委託者で行う 4. 倒伏の場合は次のように加算する 5割～7割の倒伏 1割増 7割以上の倒伏 2割増
一般労務		800円	1時間当たり
こうろん 耕耘	耕耘機 トラクター (10a当り)	6,000円	農地の状況により適宜加算
稲脱穀	ハーベスター (10a当り)	7,500円	
堆肥	散布	2,200円	1. 1トン当たりの料金とする 2. 堆肥料金は別途料金とする

賄いなし

この協定表は、全町の標準額です。地区によっては相違がありますし、農地の状況によっても異なりますので、標準労働賃金表を参考に話し合いにより決定してください。